

東海大学不動産建設望星会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は東海大学不動産建設望星会とする。

(目 的)

第2条 本会は不動産建設業務に関する情報交換会と懇親会を中心に会員相互の親睦と信頼関係を深め、不動産建設業務に関する諸問題の調査研究及び研修を行ない、各々の事業発展に寄与すると共に東海大学の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 本会は当校の「建学の精神」を基本理念とする。
同根の信頼性を第一に、個々が誠意を持った行動、責任とモラルに基づく情報提供に努め、実績を常に追求する質の高い情報交換の場とすると共に、同窓生が共に支え、知能を磨き、一人ひとりの希望の星に向かって栄える場とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 情報交換会(定例会)の開催。
- (2) 研修会、講演会等の開催。
- (3) 会員の親睦の為の各種行事の開催。
- (4) ホームページによる各種情報の提供。
- (5) 大学不動産連盟参画活動。
- (6) その他前条の目的達成に必要な活動。

(部 会)

第5条 本会は、前条の活動を行なうため、次の部会を置く。

- (1) 企画部会
- (2) 厚生部会
- (3) 会員管理部会
- (4) 渉外部会
- (5) WEB管理・広報部会
2. 各部会の長は各副会長が担当する。

(組織)

第6条 本会は関東地方を主な活動拠点として本部とし、会員管理部会の下に全国に地方支部を設けることができる。

(本部の所在)

第7条 本会の本部は、事務局長の事務所内に置く。

第2章 会 員

(会員資格)

第8条 本会は次項に該当する会員資格のある者で、第9条の承認を受けたものを会員とする。

- (1) 学校法人東海大学、東海大学附属高校を卒業した者並びにそれに準ずる者で、不動産、建設並びにこれに関連する業務(以下「不動産建設業務」という)に従事する者、また不動産建設業務に関心のある者をもって会員とする。
- (2) 上記に該当する者であっても、反社会的組織団体等に属する者は会員にはなれない。
- (3) 第32条2項の休会をする者は以下の活動に参加することは出来ない。
 - ① 当会定例会及び情報交換会。
 - ② 大学不動産連盟地域会及び大学不動産連盟行事。

(入 会)

第9条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出する。

2. 事務局は入会申込書を役員全員に回覧し、役員会は前条の要件を満たしているか2名以上で面接し、審査した上で承認する。
3. 役員会は前条の要件が満たされて入会を承認した場合でも、一定の場合大学不動産連盟の地域情報会等への参加を保留することができる。

(退会・休会)

第10条 会員は所定の退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

2. 会員はやむを得ず一定期間活動に参加出来ない場合、1年に限り所定の休会届を事務局に提出して、休会することができる。

(報告義務・除名・処分等)

第11条 会員が下記事項に該当した場合には、役員会の決議をもって除名または処分する。

- (1) 公序良俗に反し、又は本会会員として相応しくない行為、言動がなされたと認

められる場合。

- (2) 督促されたにもかかわらず、会費を半年以上未納した場合、2年以上連絡先が不明となった場合。
2. 以下の場合には、会長または副会長への報告義務を負う。
 - (1) 大学不動産連盟内および当会内での取引において、重大な不動産取引倫理に反する行為。
 - (2) 不動産取引の法令違反、および商取引一般の法令違反。
 - (3) 当会の品位を汚す行為。
 - (4) 大学不動産連盟内での取引において、取引の相手方あるいは関係者等から異議申し立てを受け、トラブルに発展した場合。
3. 上記で定めた行為が行われた際の処分に関しては、役員会において協議するものとする。
4. 本条報告義務を怠った場合は、大学不動産連盟の主催する地域情報交換会、その他会合についての参加資格を失うものとする。

(会費の不返還)

第12条 退会、除名の如何を問わず、既に支払われた当該年度会費はこれを返還しない。

第3章 総会

(総会)

第13条 本会は、会員の総意決定機関として総会を設ける。

- (1) 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- (2) 定時総会は、年1回会計年度終了より3ヶ月以内に開催する。
- (3) 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、役員会の議決をもって開催する。
- (4) 総会は、全会員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数をもってこれを決する。但し、本会則の改定については出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。尚、出席者には委任状による者も含む。また、委任状提出のない者は議長に委任したものとみなす。
- (5) 総会の議長は会長とし、会長に不測の事態が生じた時は役員の中からこれを選任する。

(決議事項)

第14条 総会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認。

- (2) 事業計画及び予算の承認。
- (3) 役員及び会計監査の選任。
- (4) 入会金・年会費の額の決定。
- (5) 本会則の改正。
- (6) その他、役員会が必要と認め、上程した事項。

(議事録)

第15条 総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び出席した役員2名がこれに記名押印する。

2. 前項の議事録は、事務局長が保管する。

第4章 役員及び役員会

(役員)

第16条 本会には、次のとおりの役員を置く。

会長	1名
副会長	5名以内
各担当部会幹事	若干名
事務局長	1名
副事務局長	3名以内
会計	1名

2. 上記役員は当会所属の会員から選任する。
3. 役員の任期は原則として2年とする。
4. 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 任期満了後も後任者が就任するまでは、引続きその職務を行う。
6. 役員の再任は1回のみを原則とする。但し、会の運営上特に必要な場合には、2回目の再任を限度に認めることが出来、またそれを超える場合は協議するものとし、新しく役員に就任するものが上記定員に不足する場合は、引続きその年度の職務を行う。
7. 新しい役員候補は、新年度以降、総会開催日1ヵ月前までに役員会に立候補した者から選任するが、立候補が役員定員に不足する場合は、現役員が推薦した者から選任することが出来る。なお、過去に本会において何らかの処分を受けた者でも立候補することができるが、立候補を受け付ける役員会にて取り扱いについて審議し、立候補した当人に回答するものとする

(会 長)

第17条 会長は、本会を代表し会務を総理し、会議を招集する。

(副会長)

第18条 副会長は、各担当部会および各地方支部長を統括する。

(事務局長)

第19条 事務局長は、本会の事務を統括する。また、各地方支部の事務を統括する。

(会計監査)

第20条 会計監査は、本会の会計監査を行なう。また、各地方支部の会計監査を行なう。

2. 会計監査は、役員会及び総会に出席して会計監査の結果を報告し、また役員会及び総会に対し意見を述べる事が出来る。
3. 会計監査は、役員を兼任することが出来ない。

(役員会)

第21条 役員会は役員を以って構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会の開催及び総会決議案の上程。
 - (2) 各役職の互選。
 - (3) 入会の承認。
 - (4) 会員の除名および処分。
 - (5) 第5条に規定する部会幹事の選任及び解任。
 - (6) 本規約運用上必要な細則の制定改廃。
 - (7) その他、本会の活動、運営に必要な一切の事項。
2. 役員会は定時会を年6回開催するものとし、必要に応じ会長が臨時会を招集、開催する。
 3. 役員会の議長は、会長がこれを務める。
 4. 役員会は、全役員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数をもってこれを決する。但し出席者には、委任状による者も含む。

第5章 地方支部

(地方支部の設立)

第22条 本会は全国を数ヶ所に細分した地域ブロックに支部を設置することが出来るものとし、支部の設置については役員会の承認推薦を要するものとする。

(支部の活動)

- 第23条 支部の活動は本会の活動方針に則したものとし、万一それに逸脱した場合には本部はこれを停止もしくは活動内容の変更を求めることが出来る。
2. 前項の場合は、役員会と支部長とが協議し解決するものとする。

(本部への帰属)

- 第24条 各地方支部は本会組織上の地方支部会に位置するものとする。
2. 各地方支部の支部長は本部に対し、毎月1回支部の活動報告をするものとする。
 3. 各支部の支部長は毎年1回行なわれる本会総会に出席するものとする。

(支部役員)

- 第25条 各支部は次の通り担当役員を置くものとする。
- (1) 支部長
 - (2) 定例会担当 定例会(情報交換会)を担当
 - (3) 懇親会担当 親睦のための行事を担当
 - (4) 総務会計担当 支部の会務処理を担当
2. 各支部は、相当数の役員(以下「支部役員」という)を選任することが出来る。
 3. 前項の場合、支部長は本部に対し、速やかに支部役員の名簿を提出しなければならない。

(支部規約の制定)

- 第26条 支部は本会規約に抵触せず、且つ、本会の活動に支障を来さない限りにおいてその活動のために支部の規約を定めることができる。
2. 支部の規約の制定及び改廃には、本会役員会の承認を要する。

(支部の会計)

- 第27条 支部は、その活動の為、支部会員から本会会費とは別に会費(以下「支部会費」という)や寄付金を徴収することが出来る。支部が直接徴収した支部会費や寄付金については支部の基本財産に組み入れ、支部の責任で管理するものとする。
2. 支部の会計については、本会の会計年度に合わせ決算し、本部に報告しなければならない。

(本会からの補助)

- 第28条 本会は、支部の活動を支援する為に役員会の承認決議により、支部会員から徴収し

た会費の範囲内で一定額の補助金を出損することが出来る。

(別途協議条項)

第29条 本章に定めなき事項で疑義が生じたときは、支部長と役員会とが協議して解決するものとする。

第6章 会 計

(運営経費)

第30条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、行事別の負担金その他の諸収入で支弁する。

(入会金)

第31条 本会の入会金は一律5,000円とし、入会時にこれを納付する。

(年会費等)

第32条 年会費の額は次の通りとし、会員はこれを一括納付する。
年度途中からの入会における年会費は、月割りとする。
なお、年齢については、新年度開始の4月1日時点での年齢とし、年度途中からの入会者については入会時点での年齢とする。

25歳まで 5,000円

26～40歳まで 8,000円

40歳以降 10,000円

2. 休会をする者の年会費は上記の半額とし、一括納付する。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第34条 本会の会計については会計監査を受けた後、事務局より役員会に報告し、承認を得るものとする。

第7章 附 則

(個人情報の取扱い)

第35条 本会に登録された会員の個人情報については東海大学同窓会本部からの要請により提供する以外には一切使用できないものとする。

この規則は2021年6月22日から改定施行する。

平成20年 (2008年)	4月10日	制定
平成21年 (2009年)	10月16日	改定
平成21年 (2009年)	12月20日	改定
2017年	6月20日	改定
2018年	5月22日	改定
2021年	6月22日	改定